

恵庭市女性人材登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における附属機関等の委員(以下「委員等」という。)として活動する意欲のある女性を登録することに関し必要な事項を定めることにより、政策等の立案及び決定等へ女性が参画することを促進し、もって、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関等」とは、次に掲げる市の機関をいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により市が設置する附属機関
- (2) 前号に該当しない機関で、専門知識の導入、利害の調整、市民意見の反映を主な目的として、要綱等に基づき市が設置するもの(法第138条の4第1項並びに第180条の5第1項及び第3項の規定に基づき市が設置する委員会又は委員を除く。)

2 この要綱において「市民等」とは、次の各号のいずれかの者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者。
- (2) 市内の事業所等に勤務している者。
- (3) 市内の学校に在学している者。

3 この要綱において「登録機関」とは、男女共同参画を主管する課をいう。

4 この要綱において「被登録者」とは、登録機関に登録されている者をいう。

(被登録者の要件)

第3条 この要綱による登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する女性の市民等とする。

- (1) 市政に関心を持ち、本市の附属機関等の委員として、活動する意欲があること。
- (2) 委員等の経験を有すること。
- (3) 識見を有する者としての資質と能力を有すること。

(登録の方法)

第4条 登録は、登録を受けようとする個人又は市内で活動する団体等が、恵庭市女性人材登録申込書(様式第1号。以下「登録申込書」という。)を登録機関に提出する方法によって行うものとする。

2 登録機関は、登録申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、当該申込者が前条の登録要件を満たすときは、速やかに、登録するものとする。

3 登録機関は、恵庭市女性人材登録台帳(様式第2号。以下「登録台帳」という。)を整備する。この台帳は、恵庭市個人情報保護条例(平成9年条例第1号)に基づき適切に管理するものとする。

4 登録機関は、第2項の規定により登録したときは、被登録者に対し、恵庭市女性人材登録通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(利用状況の照会)

第5条 被登録者は、登録台帳の利用状況及び自己の情報の閲覧又は写しの交付に関して、登録機関に照会することができる。

2 登録機関は、前項の照会があったときは、速やかに回答するものとする。

(登録台帳の利用)

第6条 委員等を選出しようとする課の長は、登録機関に申し出て登録台帳を閲覧し、及び登録台帳の写しの交付を求めることができる。

2 登録機関は、前項の閲覧又は写しの交付を求められたときは、特に支障がない限り、これを認めるものとする。

- 3 前項の閲覧又は写しの交付を受けた課(以下「利用課」という。)の長は、委員等の選出以外の目的で閲覧又は写しを利用してはならない。
- 4 利用課の長は、委員等の選出に当たっては、被登録者の思想、信条、職業、出身、経歴、身体的特徴その他選出のために必要な理由以外の理由によって被登録者を差別してはならない。
- 5 利用課の長は、第2項の閲覧又は写しの交付によって被登録者が委員等に選出されたときは、その旨を、速やかに登録機関に通知するものとする。

(登録の更新)

第7条 被登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに恵庭市女性人材登録更新書(様式第4号。以下「登録更新書」という。)により登録機関に届け出るものとする。

- 2 登録機関は、前項の登録更新書を受理したときは、速やかに登録台帳の登録内容を更新するものとする。
- 3 登録機関は、施行から2年ごとの12月頃に被登録者に対する照会を行い、登録内容を更新するものとする。

(登録の取消し)

第8条 被登録者は、登録の取消しを希望するときは、速やかに登録更新書により登録機関に届け出るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録機関は、被登録者が第3条の登録要件を満たさなくなったときは、登録を取消すものとする。
- 3 登録機関は、登録の取消しを希望する登録更新書を受理したときは、速やかに女性人材登録を取消すものとする。

(登録機関の責務)

第9条 登録機関は、登録台帳を委員等の選出以外の目的で使用してはならない。

- 2 登録機関は、登録台帳の閲覧又は写しの交付に当たっては、利用課の長に対し、適正な使用を指導するものとする。

(主管課)

第10条 この要綱に関する庶務は、総務部が行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年5月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際現に「恵庭市女性リーダー登録要綱」(平成13年11月29日実施)第4条の登録を受けている者は、この要綱の実施の日にこの要綱による改正後の第4条の登録を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 2 4 日から実施する。

恵庭市女性人材登録申込書

年 月 日

(あて先) 恵庭市長

次のとおり、恵庭市女性人材登録に申込をします。

(個人 ・ 団体)

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名 (代表者名)			
住所	〒 (TEL)		
学校名又は 勤務先名	(TEL)		
団体名	(TEL)		
市の機関の 委員等経験 の有無	* 附属機関等の委員等を務めた経験の有無をお知らせください。 <input type="checkbox"/> 有 (名称・任期等) (名称・任期等) (名称・任期等) <input type="checkbox"/> 無		
資格等	* 公的資格などをお持ちでしたらお知らせください。		
興味のある 分野	* 附属機関等に参加される場合、専門、経験、関心のある分野をお知らせください(複数可)。 <input type="checkbox"/> 男女共同参画 <input type="checkbox"/> 自然・環境 <input type="checkbox"/> 商業・工業・農業 <input type="checkbox"/> 国際交流 <input type="checkbox"/> 法律・行財政 <input type="checkbox"/> 防災・安全 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 文化・芸術 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 福祉・介護 <input type="checkbox"/> 教育・スポーツ <input type="checkbox"/> 市民活動 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 健康・子育て <input type="checkbox"/> その他 ()		
活動できる 時間	* 主に活動できる時間をお知らせください(複数可)。 <input type="checkbox"/> 平日午前 <input type="checkbox"/> 夕方(午後6時頃) <input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 平日午後 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> その他 ()		
自由記載欄 申し込まれるに あたっての抱負 などをお聞かせ ください。	* 市民活動やまちづくり活動への参加、イベントの実行委員などの経験があれば、その概要もお聞かせください。		

私は、恵庭市女性人材登録に申し込むことを承諾します。

年 月 日

氏名(自書)

* 今回、お預かりした個人情報、市の附属機関等委員選考の目的のために市内で利用させていただきますが、それ以外の目的に使用することはありません。

様式第2号(第4条関係)

恵庭市女性人材登録台帳

登録番号	(個人・団体)	登録年月日	年 月 日
ふりがな 氏名 (団体名)		住所	〒
生年月日 年 月 日		TEL	
学校名又は 勤務先名		TEL	
活動できる時間			
市の機関の委員等経験の有無			
資格等			
興味のある分野			
自由記載欄			

恵庭市女性人材登録通知書

年 月 日

様

恵 庭 市 長

年 月 日付けで申請のありました恵庭市女性人材登録台帳への登録については、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

1. 登録期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2. 住所

3. 電話番号

4. 登録分野

- | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 男女共同参画 | <input type="checkbox"/> 自然・環境 | <input type="checkbox"/> 商業・工業・農業 | <input type="checkbox"/> 国際交流 |
| <input type="checkbox"/> 法律・行財政 | <input type="checkbox"/> 防災・安全 | <input type="checkbox"/> 観光 | <input type="checkbox"/> 文化・芸術 |
| <input type="checkbox"/> まちづくり | <input type="checkbox"/> 福祉・介護 | <input type="checkbox"/> 教育・スポーツ | <input type="checkbox"/> 市民活動 |
| <input type="checkbox"/> 建設 | <input type="checkbox"/> 健康・子育て | <input type="checkbox"/> その他 () | |

5. 留意事項

- (1)登録した方が必ず委員等に選任されるものではありませんので、ご承知ください。
- (2)個人情報保護遵守のため、登録台帳の活用は附属機関等の委員選出に限られます。
- (3)担当部署から審議会等の委員の募集情報をお知らせすることがあります。
- (4)記載内容の変更、登録の抹消をしたい場合は、別添「恵庭市女性人材登録更新書」により、届け出てください。
- (5)登録期間は、2年ごとに行う更新日の前日までとなります。登録の継続を希望される場合は、更新時期に送付します「恵庭市女性人材登録更新書」を提出してください。
- (6)ご不明な点がございましたら、総務部総務課までお問い合わせください。

恵庭市女性人材登録更新書

年 月 日

(あて先) 恵庭市長

(個人・団体)

ふりがな		【 継続 ・ 取消 】 *どちらかに○をつけて下さい。
氏名 (代表者名)		
住所	〒 (TEL)	
学校名 勤務先名等	 (TEL)	
団体名	 (TEL)	
市の機関の 委員等経験 の有無	*前回申請時から附属機関等の委員等を務めた経験に変更があるかお知らせください。 <input type="checkbox"/> 有 (名称・任期等) (名称・任期等) (名称・任期等) <input type="checkbox"/> 無	
資格等	*前回申請時から公的資格などを追加でお持ちでしたらお知らせください。	
興味のある 分野	*附属機関等に参加される場合、専門、経験、関心のある分野をお知らせください(複数可)。 <input type="checkbox"/> 男女共同参画 <input type="checkbox"/> 自然・環境 <input type="checkbox"/> 商業・工業・農業 <input type="checkbox"/> 国際交流 <input type="checkbox"/> 法律・行財政 <input type="checkbox"/> 防災・安全 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 文化・芸術 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 福祉・介護 <input type="checkbox"/> 教育・スポーツ <input type="checkbox"/> 市民活動 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 健康・子育て <input type="checkbox"/> その他 ()	
活動できる 時間	*主に活動できる時間をお知らせください(複数可)。 <input type="checkbox"/> 平日午前 <input type="checkbox"/> 夕方(午後6時頃) <input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 平日午後 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> その他 ()	
自由記載欄	*前回申請時から市民活動やまちづくり活動への参加、イベントの実行委員などの経験があれば、その概要もお聞かせください。	
登録を取消 する理由	*女性人材登録を取消する場合は、その理由もお聞かせください。	